

## 《第2号議案》

### 会則改定案の概要

会則検討委員会

- ・名誉会員：現会員でなくてもよい表現に変更(第四条)
- ・学生会員：第四条に追記
- ・入会時の会費納入：新規に追加した「入会」(改定案：第五条)のところに移動
- ・会員を正確に把握するために、入会と退会について明記：新規追加(改定案：第五条、第六条)
- ・副理事長を追加：第六条(改定案：第八条)、第七条(改定案：第九条)、第八条(改定案：第十条)に追記
- ・理事の人数：大学数の増加により、理事の人数も増えている現状に合わせて変更(第六条(改定案：第八条))
- ・幹事：必要時におくことができるように表記を変更(第六条(改定案：第八条))
- ・役員会：理事会という表現に変更(第八条(改定案：第十条)、第九条(改定案：第十一条))
- ・理事又は監事の選出：施設の長に相当する者を追加(第八条(改定案：第十条))
- ・前任から引き継いだ場合の任期：第八条(改定案：第十条)に追記
- ・理事会における遠隔会議：遠隔会議での出席を認める旨を第九条(改定案：第十一条)に追記
- ・総会における議決権の行使：書面および電磁的記録での議決権を認めるよう第九条(改定案：第十一条)を変更
- ・総会の議長：学術集会時に開催されない場合にも対応するため、理事会の互選とし、第九条(改定案：第十一条)を変更
- ・理事会のオブザーバー：第九条(改定案：第十一条)に追記
- ・会計年度の変更：第十四条(改定案：第十六条)を変更
- ・学生会員の会費：第十四条(改定案：第十六条)に追記
- ・名誉会員の会費納入：不要である旨を第十四条(改定案：第十六条)に追記
- ・既納の会費の扱い：変換しない旨を第十四条(改定案：第十六条)に追記

以上

看護実践学会 会則改定案

現行の会則	改定案
<p>第一条(名称) 本会は看護実践学会(Society of Nursing Practice)と称する。</p>	
<p>第二条(事務局) 本会の事務局は、金沢大学医薬保健研究域保健学系看護科学領域(金沢市小立野 5-11-80)におく。</p>	
<p>第三条(目的) 本会は、看護の実践ならびに教育に関する諸問題について研究し、その発展に寄与することを目的とする。</p>	
<p>第四条(会員) 1. 本会の目的に賛同し、入会手続きをした者を会員とする。 2. 会長等、本会に貢献した会員で、理事会の承認ある者を名誉会員とする。 3. 本会に入会した者は、所定の年会費を当該年度内に納入しなければならない。</p>	<p>第四条(会員) 1. 本会の目的に賛同し、入会手続きをした者を会員とする。 2. <u>会長等、本会に貢献し、理事会の承認ある者を名誉会員とする。</u> 3. <u>会員の中で、基礎教育課程または大学院に所属している学生または大学院生を学生会員とする。</u></p>
	<p>第五条(入会) 1. <u>本会に入会を希望する者は、所定の様式による新規入会申込書を事務局に提出した後、理事長の承認を得ることで会員たる資格を得る。</u> 2. <u>会員たる資格を得たものは、速やかに当該年度の会費を納めることで会員となる。</u></p>
	<p>第六条(退会) 1. <u>会員はいつでも退会することができる。会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。</u> 2. <u>前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。</u> <u>会費の未納</u> <u>総理事の同意</u></p>

	<p><u>本人の死亡または失踪</u> <u>本会の解散</u></p>
<p>第五条(事業) 本会の目的に賛同するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護に関する学術集会の開催</li> <li>2. 看護の実践ならびに教育に関する情報交換</li> <li>3. 学会誌の発行</li> <li>4. その他、本会の目的達成のために必要な事業</li> </ol>	<p>第七条(事業)</p>
<p>第六条(役員) 本会に次の役員をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事長 1名</li> <li>2. 理事 20名程度</li> <li>3. 監事 2名</li> <li>4. 幹事 若干名</li> </ol>	<p>第八条(役員)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会に次の役員をおく。 理事長 1名 <u>副理事長 1名程度</u> 理事 <u>25名程度</u> 監事 2名</li> <li>2. <u>本会に次の役員をおくことができる。</u> 幹事 若干名</li> </ol>
<p>第七条(役員の職務) 役員は次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事長は本会を代表し、会務を統括する。</li> <li>2. 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。</li> <li>3. 監事は本会の会計および資産を監査し、その結果を総会において報告する。</li> <li>4. 幹事は幹事会を組織し、理事を補佐し本会の業務を処理する。</li> </ol>	<p>第九条(役員の職務) 役員は次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事長は本会を代表し、会務を統括する。</li> <li>2. <u>副理事長は理事長を補佐する。</u></li> <li>3. 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。</li> <li>4. 監事は本会の会計および資産を監査し、その結果を総会において報告する。</li> <li>5. 幹事は幹事会を組織し、理事を補佐し本会の業務を処理する。</li> </ol>
<p>第八条(役員の選出および任期) 役員は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事及び監事は、役員会で選出した施設の長とする。</li> <li>2. 理事長は理事会の互選により選出する。</li> </ol>	<p>第十条(役員の選出および任期) 役員は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事及び監事は、<u>理事会</u>で選出した施設の長、<u>またはそれに相当する者</u>とする。</li> </ol>

<p>3. 幹事は理事長が推薦する。  4. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。  5. 役員は、総会で承認を得る。</p>	<p>2. 理事長は理事会の互選により選出する。  <u>3. 副理事長は理事長が推薦する。</u>  4. 幹事は理事長が推薦する。  5. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。  <u>6. 役員を前任から引き継いだ場合の任期は、前任の残りの任期とし、再任を妨げない。</u>  7. 役員は、総会で承認を得る。</p>
<p>第九条(会議)  1. 本会に理事会、総会、幹事会、事務局会議の会議を置く。  2. 理事会は理事長が招集し、その議長となる。理事会は毎年4回以上開催する。  3. 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。  4. 総会は委任状を含め会員の10分の1以上の出席がなければ開催することはできない。  5. 総会に出席できない会員は委任状をもって総会の出席とみなし、総会の議決権を行使したとする。  6. 総会の議長は学術集会会長があたる。  7. 理事会、総会の議決は出席者の過半数の賛同によって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。  8. 役員会は、理事長、理事、監事、幹事で構成され、理事推薦等を行う。  9. 幹事会、事務局会議は理事長あるいは幹事が随時召集する。</p>	<p>第十一条(会議)  1. 本会に理事会、総会、幹事会、事務局会議の会議を置く。  2. 理事会は理事長が招集し、その議長となる。理事会は毎年4回以上開催する。  3. 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。<u>遠隔会議での出席を認める。</u>  4. 総会は委任状を含め会員の10分の1以上の出席がなければ開催することはできない。  <u>5. 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的記録をもって議決権を行使し、または他の会員を代理人として議決を委任することができる。</u>  <u>6. 総会の議長は理事会の互選により選出する。</u>  7. 理事会、総会の議決は出席者の過半数の賛同によって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。  8. <u>理事会は、理事長、理事、監事、幹事で構成され、理事推薦等を行う。</u>  <u>9. 理事長が必要と認めた者はオブザーバーとして理事会に出席することができる。</u>  10. 幹事会、事務局会議は理事長あるいは幹事が随時召集する。</p>
<p>第十条(委員会)  1. 本会には編集委員会を置き、学会誌発行のための投稿論文の査読</p>	<p>第十二条(委員会)</p>

<p>等の業務を行う。</p> <p>2. その他必要に応じて特別委員会等を設けることができる。</p> <p>3. 各委員会の委員長および委員は理事長が委嘱する。</p>	
<p>第十一条(学術集会)</p> <p>本会は学術集会を年1回学術集会長が主催して開催する。</p>	<p><u>第十三条(学術集会)</u></p>
<p>第十二条(学会誌)</p> <p>本会は年1回以上学会誌を発行する。</p>	<p><u>第十四条(学会誌)</u></p>
<p>第十三条(研修会)</p> <p>本会は必要に応じ研修会を開催する。</p>	<p><u>第十五条(研修会)</u></p>
<p>第十四条(会計)</p> <p>1. 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日でおわる。</p> <p>2. 本会の会費は年額5,000円とする。</p>	<p><u>第十六条(会計)</u></p> <p>1. 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。会計年度は<u>10月1日</u>に始まり翌年<u>9月30日</u>でおわる。</p> <p>2. 本会の会費は年額5,000円とする。</p> <p>3. <u>本会の学生会員の会費は年額4,000円とする。</u></p> <p>4. <u>名誉会員は、会費の納入を要しない。</u></p> <p>5. <u>既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</u></p>
<p>第十五条(会則の変更)</p> <p>会則の変更は、理事会、総会の承認を経なければならない。</p>	<p><u>第十七条(会則の変更)</u></p>
<p>附則</p> <p>1. この会則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2. 本会は、石川看護研究会を学会に昇格し、看護実践学会と称する。</p>	<p>附則</p> <p>1. この会則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2. 本会は、石川看護研究会を学会に昇格し、看護実践学会と称する。</p> <p><u>附則</u></p> <p>1. <u>この会則は、令和3年10月1日から施行する。</u></p>